

改正

平成26年3月31日上下水道局規程第9号

川崎市水洗便所設備費助成に関する条例施行規程

(趣旨)

**第1条** この規程は、川崎市水洗便所設備費助成に関する条例（昭和36年川崎市条例第20号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定める。

(助成金の交付申請)

**第2条** 助成金の交付を受けようとする者は、助成金交付申請書（別記様式）に次の書類を添付して上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）に提出しなければならない。

- (1) 申請者が建築物の所有者と異なるときは、所有者の承諾書
- (2) 申請者が条例第3条第3項に該当する者であるときは、その旨を証する書類
- (3) 建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）の適用を受ける共同住宅等においては、居住者全員の承認書又は同法第42条に基づく議事録の写し
- (4) その他管理者が指示する書類

2 前項の申請は、川崎市下水道条例（昭和36年川崎市条例第18号。以下「下水道条例」という。）第5条に基づく排水設備等の設置等に関する計画確認の申請と同時に行うものとする。

(助成工事の施行)

**第3条** 助成金の交付を受ける工事は、管理者の定める川崎市排水設備技術基準に基づき、川崎市排水設備指定工事店に施行させなければならない。ただし、特に管理者の承認を受けたときは、この限りでない。

(助成金の交付時期)

**第4条** 助成金は、下水道条例第7条の規定に基づく検査に合格した後に交付するものとする。

(雑則)

**第5条** この規程の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

## 附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

## 附 則（平成26年3月31日上下水道局規程第9号）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

## 附 則（令和3年3月31日上下水道局規程第17号）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程による改正前の川崎市水洗便所設備費助成に関する条例施行規程の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続き使用することができる。

第1号様式

水洗便所等設備資金助成金交付申請書

決裁欄

受付	事務所	年	度	番	号	年	月	日	決定	年	月	日
	<input type="text"/>											

(宛先) \_\_\_\_\_年 月 日  
川崎市上下水道事業管理者

〒 \_\_\_\_\_

申請者 住所 \_\_\_\_\_

(フリガナ) \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_

電話 ( ) \_\_\_\_\_  
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

次のとおり助成金交付を申請します。

設置場所及び使用者

住所 \_\_\_\_\_ (フリガナ) 氏名 \_\_\_\_\_  
建物所有者 (申請者と同一の場合は氏名のみ記入してください。)

住所 \_\_\_\_\_  水洗便所改造等の工事について同意します。  
(フリガナ) 氏名 \_\_\_\_\_

告示年月日 \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日

\* 太線の枠内のみ記入してください。

助成金交付額 水洗便所等設備資金助成金算定表のとおり

決定助成金

<input type="text"/>	百万	<input type="text"/>	千	<input type="text"/>	円
----------------------	----	----------------------	---	----------------------	---